

宇城市「週休２日施行工事」実施要領 新旧対照表

改正後（案）	現行
（週休２日試行工事の定義） 第２条 週休２日施行工事の定義は次のとおりとする。 (1) 【略】 (2) 週休２日（現場閉所型）工事 対象期間において、４週８休以上の休日（現場閉所）を確保する取り組みをいう（曜日の特定はない）。 なお、やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替の休日（現場閉所）を確保するものとする。 ア～イ 【略】 ウ 現場閉所率 現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数 <u>※各週、各月で算定を行う</u> (3) 週休２日（交替制）工事 対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日確保する取り組みをいう。 ア～イ 【略】 ウ 休日率 休日率＝各技術者・技能労働者の対象期間内の休日日数÷対象期間の日数 <u>※各週、各月で算定を行う</u> エ 【略】 (4) 現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分 ア <u>完全週休２日（土日）</u> <u>対象期間の全ての土日において、現場閉所率又は平均休日率が２８．５％（２日／７日）以上を行ったと認められる場合。</u> <u>なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。</u> イ <u>４週８休以上（月単位）</u>	（週休２日試行工事の定義） 第２条 週休２日施行工事の定義は次のとおりとする。 (1) 【略】 (2) 週休２日（現場閉所型）工事 対象期間において、４週８休以上の休日（現場閉所）を確保する取り組みをいう（曜日の特定はない）。 なお、やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替の休日（現場閉所）を確保するものとする。 ア～イ 【略】 ウ 現場閉所率 現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数 (3) 週休２日（交替制）工事 対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日確保する取り組みをいう。 ア～イ 【略】 ウ 休日率 休日率＝各技術者・技能労働者の対象期間内の休日日数÷対象期間の日数 エ 【略】 (4) 現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分 ア <u>４週８休以上</u> <u>現場閉所率又は平均休日率が２８．５％（８日／２８日）以上の場合</u> イ <u>通期の週休２日</u>

対象期間内の全ての月において、現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上と認められる場合。

なお、暦上、週2日の閉所では現場閉所率等が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上（月単位）を達成しているものとみなす。

ウ 4週8休以上（通期）

対象期間内において、現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上と認められる場合。

（工事費の積算）

第6条 工事費の積算は、次のとおりとする。

（1）当初設計

発注時は、4週8休以上（月単位）として積算を行う。

（2）変更設計

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休2日（土日）又は補正無しに変更するものとする。

なお、完全週休2日の判断にあたって、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設けることによって土日を閉所しているとみなす。

また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取り組みを希望しないものを含む。）については、週休2日未実施として変更する。

（週休2日実施証明書の交付）

第7条 （削除）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は休日を確保する取り組みをいう。

ウ 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、4週8休以上の現場閉所又は休日を確保する取り組みをいう。

（工事費の積算）

第6条 工事費の積算は、次のとおりとする。

（1）当初設計

発注時は、4週8休（通期の週休2日）として積算を行う。

（2）変更設計

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更する。

また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取り組みを希望しないものを含む。）については、週休2日未実施として変更する。

（週休2日実施証明書の交付）

第7条 週休2日試行工事の取り組みを実施した工事で、4週8休以上の休日（現場閉所）取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書（別紙6参照）を交付する。

特記仕様書の記載例（週休２日試行工事）

特記仕様書に以下を追記する。

- (1) 週休２日（現場閉所型）工事の場合
(週休２日(現場閉所型)工事)

第〇条 本工事は週休２日試行工事（週休２日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、宇城市「週休２日試行工事」実施要領（令和７年１０月１日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「４週８休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手前日までに週休２日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休２日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休２日（土日）又は補正無しに変更するものとする。

- (2) 週休２日（交替制）工事の場合
(週休２日(交替制)工事)

第〇条 本工事は週休２日試行工事（週休２日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、宇城市「週休２日試行工事」実施要領（令和７年１０月１日）（以下、「要領」という。）に基づき取

特記仕様書の記載例（週休２日試行工事）

特記仕様書に以下を追記する。

- (1) 週休２日（現場閉所型）工事の場合
(週休２日(現場閉所型)工事)

第〇条 本工事は週休２日試行工事（週休２日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、宇城市「週休２日試行工事」実施要領（令和７年７月１日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「４週８休_____」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手前日までに週休２日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休２日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて_____変更するものとする。

- (2) 週休２日（交替制）工事の場合
(週休２日(交替制)工事)

第〇条 本工事は週休２日試行工事（週休２日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、宇城市「週休２日試行工事」実施要領（令和７年７月１日）（以下、「要領」という。）に基づき取

り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休2日（土日）又は補正無しに変更するものとする。

（以下修正内容は別紙を参照）

別紙3

休日（現場閉所）取得計画実績表（記入例）
（一部変更あり）

別紙4

週休2日（交替制）工事 休日取得状況表（記入例）
（一部変更あり）

別紙5

土木工事の労務費補正について
（補正率変更あり）

別紙6

週休2日施工工事実施証明書
（削除）

組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休_____」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて_____変更するものとする。

別紙3

休日（現場閉所）取得計画実績表（記入例）

別紙4

週休2日（交替制）工事 休日取得状況表（記入例）

別紙5

土木工事の労務費補正について

別紙6

週休2日施工工事実施証明書